

個人住民税(市民税・道民税)等の税額計算について

◎「住民税額シミュレーションシステム」で申告書を作成することができます！

パソコン・スマートフォンなどから、収入金額や所得控除等を入力していただくことで、申告書の作成や税額の算出、ふるさと納税の控除限度額の算出ができます。

※ 詳細は下記札幌市ホームページもしくは右記コードよりご覧ください。

<札幌市ホームページ> <https://www.city.sapporo.jp/citytax/simulation.html>



●個人住民税がかからない方

■均等割も所得割もかからない方

- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額*1が135万円以下の方（給与の収入金額では、204.4万円未満）
- 前年の合計所得金額が、次の額以下の方
 - ・扶養親族のない方 45万円
 - ・扶養親族のある方 35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族（年少扶養親族を含む））＋31万円

■所得割がかからない方

- 前年の総所得金額等*2が、次の額以下の方
 - ・扶養親族のない方 45万円
 - ・扶養親族のある方 35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族（年少扶養親族を含む））＋42万円

※1 合計所得金額……損失の繰越控除前の総所得金額等

※2 総所得金額等……総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額などの合計額

●税額の算出方法

- ・均等割額 市民税：3,000円 道民税：1,000円
- ・所得割額 課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率（市民税：8%、道民税：2%）－税額控除額
- ・森林環境税（国税）1,000円

※ 令和7年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者のうち、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有する納税者（定額減税“前”の税額が5,000円のみの場合は対象外）について、令和7年度分個人住民税に対する定額減税が実施されます。詳細については、下記札幌市ホームページをご覧ください。

<札幌市ホームページ> <https://www.city.sapporo.jp/citytax/syurui/shiminzei/2025teigakugenzi.html>

1. 所得金額

所得の種類		所得金額の求め方
営業等	卸売業、小売業、製造業、飲食業、各種外交員などの個人事業から生じる所得	収入金額－必要経費＝所得金額
農業	農産物の生産、果樹などの栽培、養豚、養鶏などの事業から生じる所得	
不動産	地代、家賃などの所得	収入金額＝所得金額
利子	公社債、預貯金などの利子	
配当	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝所得金額
給与	給与、賞与、賃金など	収入金額－給与所得控除額＝所得金額 ※ 実際の算出は、下記表1及び表3を使用して求めてください。
雑	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等の雑所得の金額 ※ 実際の算出は、下記表2を使用して求めてください。
	業務	収入金額－必要経費＝業務雑所得の金額
	その他	収入金額－必要経費＝その他雑所得の金額
総合譲渡	車両、機械、借地権、ゴルフ会員権などの譲渡による所得	各市税事務所市民税係までお問い合わせください。
一時	賞金、懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金など一時的な所得	

◎ 山林の売却、土地、建物や株式などの譲渡による所得及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得のある方は、各市税事務所市民税係へお問い合わせください。

●給与所得の算出方法(表1)

給与収入(A)	給与所得(C)
～ 550,999	0円
551,000～1,618,999	A－550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	B(※1)×2.4＋100,000
1,800,000～3,599,999	B(※1)×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999	B(※1)×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	A×0.9－1,100,000
8,500,000～	A－1,950,000

※1 B=A÷4(千円未満端数切捨て)

●年金所得(雑所得)の算出方法(表2)

年金収入(D)	公的年金等の雑所得(E)(※2)
65歳未満の方(昭和35年1月2日以後に生まれた方)	
～ 600,000	0円
600,001～1,300,000	D－600,000
1,300,001～4,100,000	D×0.75－275,000
4,100,001～7,700,000	D×0.85－685,000
7,700,001～10,000,000	D×0.95－1,455,000
10,000,001～	D－1,955,000
65歳以上の方(昭和35年1月1日以前に生まれた方)	
～ 1,100,000	0円
1,100,001～3,300,000	D－1,100,000
3,300,001～4,100,000	D×0.75－275,000
4,100,001～7,700,000	D×0.85－685,000
7,700,001～10,000,000	D×0.95－1,455,000
10,000,001～	D－1,955,000

※2 公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下、2,000万円超の場合に、公的年金等の雑所得がそれぞれ10万円、20万円引き上がります。

●所得金額調整控除の算出方法(表3)

要件	控除額
子ども・特別障害者等を有する場合	給与所得と年金等の雑所得の双方を有する場合
給与収入が850万円超かつ、次のa～cのいずれかを満たす場合。 a:本人が特別障害者に該当する b:年齢23歳未満の扶養親族を有する c:特別障害者である同一生計配偶者又は、扶養親族を有する	給与所得(C)及び公的年金等の雑所得(E)があり、それらの合計額が10万円を超える場合。
(給与収入(A)－8,500,000)×10%	{給与所得(C)＋公的年金等の雑所得(E)}－100,000
※ Aが1,000万円以上の場合、Aは1,000万円とします。	※ Cが10万円以上の場合、Cは10万円とします。
※ 控除上限額15万円	※ Eが10万円以上の場合、Eは10万円とします。
	※ 控除上限額10万円

2. 所得控除(所得から差し引かれる金額)

種類	要件	控 除 額																																																					
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療制度に係る保険料及び介護保険料など)を支払った場合	実際に支払った金額																																																					
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金又は企業型年金加入者掛金を支払った場合	実際に支払った金額																																																					
生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合	新契約(※1)に係る保険料を支払った場合 ① 一般生命保険料 ② 個人年金保険料 ③ 介護医療保険料	旧契約(※1)に係る保険料を支払った場合 ④ 一般生命保険料 ⑤ 個人年金保険料	生命保険料控除額 (限度額7万円) 一般生命保険料適用分 ①+④の適用額計(※2) + 個人年金保険料適用分 ②+⑤の適用額計(※2) + 介護医療保険料適用分 ③の適用額																																																			
		①~⑤のそれぞれについて、以下のとおり算出します。 ●12,000円まで…支払った保険料全額 ●12,000円を超え32,000円まで …支払った保険料×1/2 + 6,000円 ●32,000円を超え56,000円まで …支払った保険料×1/4 + 14,000円 ●56,000円を超える場合…28,000円		●15,000円まで…支払った保険料全額 ●15,000円を超え40,000円まで …支払った保険料×1/2 + 7,500円 ●40,000円を超え70,000円まで …支払った保険料×1/4 + 17,500円 ●70,000円を超える場合…35,000円																																																			
※1 平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等を新契約、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等を旧契約とします。 ※2 新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、新契約に係る適用額と旧契約に係る適用額を合計して計算しますが、適用限度額は28,000円となります。 ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約に係る適用額のみで計算します。																																																							
地震保険料控除	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	① 地震保険料のみを支払った場合	② 旧長期損害保険料のみを支払った場合	③ 両方を支払った場合 (限度額25,000円)																																																			
		支払った保険料×1/2 (控除限度額25,000円)	●5,000円まで…支払った保険料全額 ●5,000円を超え15,000円まで …支払った保険料×1/2 + 2,500円 ●15,000円を超える場合 …10,000円	地震保険料について ①で求めた金額 + 旧長期損害保険料について② で求めた金額																																																			
※ 地震保険料とは、本人や本人と生計を一にする親族の有する住宅や家財などを保険又は共済の目的としているもので、地震などを原因とする火災・損壊などに基因して保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震保険部分の保険料又は掛金をいいます。 ※ 旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日以前に締結された損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のものについての損害保険料等をいいます。																																																							
寡婦・ひとり親控	寡婦	① 夫と死別して(又は生死不明)その後婚姻していない方で、以下の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ② 夫と離婚した後婚姻していない方で、以下の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・前年の総所得金額等が48万円以下の子以外の扶養親族を有すること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと			26万円																																																		
	ひとり親	現に婚姻していない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、以下の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと			30万円																																																		
勤労学生控	本人が学生で前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、給与所得等(自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得)以外の所得金額が10万円以下の場合			26万円																																																			
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族(年少扶養親族を含む)が障害者の場合	障害者1人につき26万円(特別障害者は30万円) 同居している同一生計配偶者又は扶養親族(年少扶養親族を含む)が特別障害者の場合は、1人につき23万円加算されます(控除額は53万円)。 ※ 障害者とは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などを交付された方又は中度・軽度の知的障害者の方などをいいます。また、特別障害者とは、障害者のうち、身体障害者手帳に記載されている障害等級が1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方、重度の知的障害者の方などをいいます。																																																					
配偶者控除	生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円(給与所得又は内職による所得等のみの場合、収入金額103万円)以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税者本人の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般配偶者(70歳未満) ※ 昭和30.1.2以降に生まれた方</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者(70歳以上) ※ 昭和30.1.1以前に生まれた方</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>			納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般配偶者(70歳未満) ※ 昭和30.1.2以降に生まれた方	33万円	22万円	11万円	老人配偶者(70歳以上) ※ 昭和30.1.1以前に生まれた方	38万円	26万円	13万円																																							
		納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																		
一般配偶者(70歳未満) ※ 昭和30.1.2以降に生まれた方	33万円	22万円	11万円																																																				
老人配偶者(70歳以上) ※ 昭和30.1.1以前に生まれた方	38万円	26万円	13万円																																																				
※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用はありません。																																																							
配偶特別控除	配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額 (以上) (以下)</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~ 480,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>480,001 ~ 950,000</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>950,001 ~ 1,000,000</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001 ~ 1,050,000</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001 ~ 1,100,000</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 ~ 1,150,000</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001 ~ 1,200,000</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001 ~ 1,250,000</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001 ~ 1,300,000</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001 ~ 1,330,000</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001 ~</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額 (以上) (以下)	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	~ 480,000	0	0	0	480,001 ~ 950,000	33万円	22万円	11万円	950,001 ~ 1,000,000	33万円	22万円	11万円	1,000,001 ~ 1,050,000	31万円	21万円	11万円	1,050,001 ~ 1,100,000	26万円	18万円	9万円	1,100,001 ~ 1,150,000	21万円	14万円	7万円	1,150,001 ~ 1,200,000	16万円	11万円	6万円	1,200,001 ~ 1,250,000	11万円	8万円	4万円	1,250,001 ~ 1,300,000	6万円	4万円	2万円	1,300,001 ~ 1,330,000	3万円	2万円	1万円	1,330,001 ~	0	0	0
		配偶者の合計所得金額 (以上) (以下)	納税者本人の合計所得金額																																																				
900万円以下	900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下																																																				
~ 480,000	0	0	0																																																				
480,001 ~ 950,000	33万円	22万円	11万円																																																				
950,001 ~ 1,000,000	33万円	22万円	11万円																																																				
1,000,001 ~ 1,050,000	31万円	21万円	11万円																																																				
1,050,001 ~ 1,100,000	26万円	18万円	9万円																																																				
1,100,001 ~ 1,150,000	21万円	14万円	7万円																																																				
1,150,001 ~ 1,200,000	16万円	11万円	6万円																																																				
1,200,001 ~ 1,250,000	11万円	8万円	4万円																																																				
1,250,001 ~ 1,300,000	6万円	4万円	2万円																																																				
1,300,001 ~ 1,330,000	3万円	2万円	1万円																																																				
1,330,001 ~	0	0	0																																																				
※ 配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。 ※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者特別控除の適用はありません。																																																							

扶養控除	生計を一にする親族の前年の合計所得金額が48万円(給与所得又は内職による所得等のみの場合、収入金額103万円)以下の場合	扶養親族が ① 一般の場合(扶養控除) ※ 年齢16歳~18歳(平成18.1.2~平成21.1.1に生まれた方) 年齢23歳~69歳(昭和30.1.2~平成14.1.1に生まれた方) ② 年齢19歳~22歳(平成14.1.2~平成18.1.1に生まれた方)の場合(特定扶養控除) ③ 年齢70歳以上(昭和30.1.1以前に生まれた方)の場合(老人扶養控除) ④ 年齢70歳以上の方で、同居している父母等の場合(同居老親等扶養控除)	33万円 45万円 38万円 45万円
基礎控除	前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税者	① 前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合 ② 前年の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 ③ 前年の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 ④ 前年の合計所得金額が2,500万円超	43万円 29万円 15万円 適用なし
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	損失の金額-保険金などで補てんされた金額=A ① Aの金額-(総所得金額等×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額-5万円	①と②いずれか多い方の金額
医療費控除	①前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費)-(保険金等で補てんされる金額)-(総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない額) 【医療費控除計算明細書】	(控除限度額200万円)
	②前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合	(特定一般用医薬品等の購入代金)-(保険金等で補てんされる金額)-(12,000円) 【セルフメディケーション税制計算明細書】	(控除限度額88,000円)
※ ①と②のどちらか一方の適用を受ける場合は、もう一方の適用を受けることはできません。 ※ 申告書に「医療費控除計算明細書」又は「セルフメディケーション税制計算明細書」の添付が必要になります。 ※ 領収書の添付又は提示のみでは申告をお受けすることができませんのでご注意ください。			

● 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び所得金額調整控除の適用については、令和6年12月31日現在の状況によって判定します。ただし、親族などが前年中に既に死亡している場合は、その死亡時の現況によって判定します。

3. 市・道民税額の計算

● 税額控除 ※下記以外の税額控除がある場合は、各市税事務所市民税係へお問い合わせください。

(1)調整控除

平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲に伴い生じる人的控除差額に起因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額が控除されます。

※ 表中の◎とは、4ページの計算表(「★あなたの税額を計算してみましょう」)にて算出する値です。

※ 合計所得金額が2,500万円超の場合、適用はありません。

区 分	あなたの場合	
	市民税	道民税
人的控除額の差額の合計 右表「人的控除差額表」差額の合計(★)	(A)	
●課税所得金額◎が200万円以下の場合		
【市民税調整控除額】 (A)と◎のいずれか少ない金額×4%		
【道民税調整控除額】 (A)と◎のいずれか少ない金額×1%		
●課税所得金額◎が200万円超の場合		
【市民税調整控除額】 {(A)-(◎-200万円)} (上記金額が5万円未満の場合は5万円)×4%		
【道民税調整控除額】 {(A)-(◎-200万円)} (上記金額が5万円未満の場合は5万円)×1%		

＜所得税と住民税の人的控除差額表＞

	所得控除	所得税	住民税	差 額	人数	
ひとり親控除	寡婦控除	27万円	26万円	1万円	人	
	本人が女性	35万円	30万円	5万円	人	
	本人が男性	35万円	30万円	1万円	人	
障害者控除	勤労学生控除	27万円	26万円	1万円	人	
	普通障害者	27万円	26万円	1万円	人	
	特別障害者	40万円	30万円	10万円	人	
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円	人	
配偶者控除	一般配偶者	本人の合計所得金額				
		900万円以下	38万円	33万円	5万円	人
		900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円	人
	老人配偶者	950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円	人
		本人の合計所得金額				
		900万円以下	48万円	38万円	10万円	人
	900万円超950万円以下	32万円	26万円	6万円	人	
	950万円超1,000万円以下	16万円	13万円	3万円	人	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額				
		900万円以下	38万円	33万円	5万円	人
		48万円超50万円未満	26万円	22万円	4万円	人
	50万円以上55万円未満(※)	950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円	人
		900万円以下	38万円	33万円	3万円	人
		900万円超950万円以下	26万円	22万円	2万円	人
	950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	1万円	人	
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円	人	
	特定扶養	63万円	45万円	18万円	人	
	老人扶養	48万円	38万円	10万円	人	
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	人	
基礎控除	本人の合計所得金額	2,400万円以下	48万円	43万円	5万円	人
		2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円	5万円	人
		2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円	5万円	人
		2,500万円超				適用なし
	合計(★)				円	

※ ひとり親控除で本人が男性の場合における人的控除の差額は、所得税と住民税の差額ではなく、上記のとおりとなります。

※ 配偶者の合計所得金額が50万円以上55万円未満における人的控除の差額は、所得税と住民税の差額ではなく、本人の合計所得金額に応じてそれぞれ上記のとおりとなります。

※ 基礎控除の人的控除差額は所得税と住民税の差額ではなく、それぞれ上記のとおりとなります。

(2)配当控除

株式等の配当所得があるときは、その金額に右表の率を乗じた金額(1円未満切上げ)が算出税額から控除されます。ただし、上場株式等の配当について申告分離課税を選択した場合は、配当控除を受けることができません。

種 類	課税総所得金額	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額		1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額	
		市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

(3)住宅借入金等特別税額控除

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある方については、右表の方法により算出したBとCのいずれか少ない金額が個人住民税から控除されます。

※1 課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税総所得金額は含まれません。

※2 居住年が平成26年4月～令和3年12月の場合、7%を乗じます（控除上限額：136,500円）。

区 分	あなたの場合	
	市民税	道民税
所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除額	(B)	
所得税の課税総所得金額等(※1)×5%の額(※2) (控除上限額:97,500円)	(C)	
【住民税の住宅借入金等特別税額控除額】 (B)(C)のいずれか少ない金額	(D)	
【市民税の住宅借入金等特別税額控除額】 (D)×4/5	(E)	
【道民税の住宅借入金等特別税額控除額】 (D)×1/5	(F)	

(4)寄附金税額控除

所得税の控除対象となる寄附金で、個人住民税の控除対象寄附金に該当する場合、個人住民税の所得割から控除されます。

※ 表中の⑫、⑲、⑳、㉑はページ下部の計算表にて算出する値です。
※ Aは、3ページ「3.市・道民税額の計算」の(1)にて算出する値です。

<特例控除分の控除率表>

⑲-(A)	控除率
195万円以下	100分の84.895
195万円超 330万円以下	100分の79.79
330万円超 695万円以下	100分の69.58
695万円超 900万円以下	100分の66.517
900万円超 1,800万円以下	100分の56.307
1,800万円超 4,000万円以下	100分の49.16
4,000万円超	100分の44.055

区 分	あなたの場合	
	市民税	道民税
市民税の控除対象となる寄附金額 (⑫×3/10の額と実際の寄附額の いずれか少ない金額)	(G)	
道民税の控除対象となる寄附金額 (⑫×3/10の額と実際の寄附額の いずれか少ない金額)	(H)	
【基本控除額】 市民税((G)-2,000円)×8% 道民税((H)-2,000円)×2% 都道府県、市区町村に対する 寄附金額の合計額	(I)	
(J)-2,000円×控除率 ×控除割合(市民税4/5、道民税1/5) (控除率は左表より)	(J)	
【特例控除額】 (⑳-㉑)×2/10の額と (K)の額のいずれか少ない金額	(K)	
寄附金税額控除額 (I)+(L)	(L)	

(5)配当割・株式等譲渡所得割額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額が特別徴収された配当等所得を申告した場合、特別徴収されている配当割額又は株式等譲渡所得割額が右表のとおり控除されます。

道民税配当割額	(N)	市民税	道民税
		(N)×3/5(1円未満切捨て) (市民税配当割額控除額)	
(N)×2/5(1円未満切上げ) (道民税配当割額控除額)			

★あなたの税額を計算してみましょう

区 分	計算例	あなたの場合
営 業 等 ①		
農 業 ②		
不 動 産 ③	100,000	
利 子 ④		
配 当 ⑤		
給 与【収入金額】⑥	1,220,000[2,000,000]	
公的年金等【収入金額】⑦	600,000[1,700,000]	
業 務 ⑧		
そ の 他 ⑨		
合 計 ⑩	600,000	
総 合 譲 渡 ・ 一 時 ⑪		
総 所 得 金 額 (①～⑪の計) ⑫	1,920,000	
社 会 保 険 料 控 除 ⑬	300,000	
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 ⑭		
生 命 保 険 料 控 除 ⑮	70,000	
地 震 保 険 料 控 除 ⑯	10,000	
寡 婦 ・ ひ と り 親 控 除 ⑰・⑱		
勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除 ⑲・⑳	300,000	
配 偶 者 (特 別) 控 除 ㉑・㉒	330,000	
扶 養 控 除 ㉓		
基 礎 控 除 ㉔	430,000	
⑬～⑳までの計 ㉕	1,440,000	
雑 損 控 除 ㉖		
医 療 費 控 除 ㉗	60,000	
所 得 控 除 計 (㉕+㉖+㉗) ㉘	1,500,000	
課 税 総 所 得 金 額 (⑫-㉘) ㉙	420,000	

区 分	市民税	道民税	市民税	道民税
課 税 所 得 金 額 × 税 率 (⑳×市民税8%、道民税2%) ㉚	33,600	8,400		
税 調 整 控 除 額 ㉛	8,000	2,000		
税 額 控 除 額 ㉜				
配 当 控 除 額 ㉝				
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額 ㉞				
寄 附 金 税 額 控 除 額 ㉟	5,760	1,440		
差 引 所 得 割 額 ㊱	19,840	4,960		
配 当 割 額 ㊲				
所 得 割 額 ㊳	19,800	4,900		
均 等 割 額 ㊴	3,000	1,000		
森 林 環 境 税 額 ㊵	1,000			
市 民 税 ・ 道 民 税 ・ 森 林 環 境 税 合 計 税 額 (㊳+㊴+㊵)	29,700			

㉚：1,000円未満切捨て

㉛㉜：3ページより

㉝㉞：4ページより

㉟：100円未満切捨て